

# 『太平寰宇記』所引王沈『魏書』について

## —附論：『太平寰宇記』所引『魏志』・『魏略』・魏収『魏書』

満 田 剛

はじめに

1：『太平寰宇記』所引『魏志』（『三国志』魏書）・『魏略』・魏収『魏書』について

①：『太平寰宇記』所引『魏志』（『三国志』魏書）について

②：『太平寰宇記』所引『魏略』について

③：『太平寰宇記』所引魏収『魏書』について

2：『太平寰宇記』所引王沈『魏書』について

おわりに

はじめに

陳寿『三国志』の典拠の一つと考えられる王沈『魏書』に関しては、拙稿「王沈『魏書』研究」（以下、「拙稿1」と略す）（『創価大学大学院紀要』第20集 1999年）・「敦煌文献所見王沈『魏書』について」（以下、「拙稿2」と略す）（『シルクロード研究』2 2000年）を含めていくつかの先行研究がある<sup>1)</sup>が、広範囲の史書や類書から王沈『魏書』佚文を收拾して分析する基礎的研究は拙稿以外に存在しなかった。

筆者は修士論文「『三国志』研究—王沈『魏書』を通して—」（1998年）において「王沈『魏書』佚文集成」（以下、『集成』と略す）（1998年私家版）を作

成して以来、王沈『魏書』佚文を集める作業を続けてきた。本論文では、新たに収拾した『太平寰宇記』に引用された王沈『魏書』と思われる佚文について検討し、これらから読み取れる王沈『魏書』の特徴や性格について考察してみたい<sup>2)</sup>。その際、さらに完本とされるものが存在しているうえに内容が類似するであろう『魏志』（『三国志』魏書）、そして同時代の史書であり、完本が残っていない魚豢『魏略』、書名が類似している魏収『魏書』の文章を収拾し、これら三書の文章が『太平寰宇記』においてどのように引用されているかを分析して、王沈『魏書』佚文の分析にも活用していきたい。

北宋の樂史（930年～1007年）がまとめた『太平寰宇記』が唐宋の地理に関する書籍として有益であるのみならず、多くの佚書の佚文を含んでいるは夙に知られているところであろう。『太平寰宇記』に含まれた佚書記事に関する先行研究としては、榎本淳一〔著〕『『太平寰宇記』の日本記事について』（以下、「榎本氏前掲論文」と略す）（『工学院大学共通課程研究論叢』34 1996年、のち榎本淳一〔著〕『唐王朝と古代日本』（吉川弘文館 2008年）所収）が挙げられる。榎本氏は典拠が明示されていない『太平寰宇記』卷一七四・四夷三・倭国条の史料的価値について考察されているが、本論文においても榎本氏の研究成果を参照させていただきながら、分析を進めていきたい。

## 1：『太平寰宇記』所引『魏志』（『三国志』魏書）・『魏略』・魏収『魏書』について

### ①：『太平寰宇記』所引『魏志』（『三国志』魏書）について

『太平寰宇記』に引用された魏収『魏書』・『魏志』（『三国志』魏書）・『魏略』の文章についてまとめたものが、〔表1〕～〔表3〕である<sup>3)</sup>。この表をもとに、『太平寰宇記』に引用された上記の三書の文章について分析をしてみたい。

〔表1〕『『太平寰宇記』所引『三国志』魏書について』を見てみると、まず『三国志』魏書（以下、基本的に『魏志』と表記する）の原文そのまま引用

されている文章がないということを指摘できる。その上で、『魏志』もしくは『三国志』として引用された『魏志』と思われる44条(1条は『魏國志』とされる)の文章のうち27条において、内容は通行本『魏志』(通行本としては主に中華書局版標点本(中華書局 1959年)を用い、盧弼〔撰〕『三國志集解』(北京古籍出版社 1957年)や百衲本を参照した)とほぼ同じである(場合によっては原文とほとんど同じものもある)が文字の異同や文章の省略があり、場合によっては本来その箇所に存在しない語句の挿入や書き換えがなされていることがわかる<sup>4)</sup>。さらに、通行本『魏志』原文の形式とは全く異なっているが内容としては類似しているものが6条ある<sup>5)</sup>。たとえば、『太平寰宇記』卷十九河南道齊州長清縣・廢茌城所引『魏志』では

又『魏志』，黃龍見于此茌，即漢之茌縣也。

とあるが、『三国志』卷三明帝紀を見ると、

景初元年春正月壬辰，山茌縣言黃龍見。

となっている。

さらに、通行本『魏志』本文には全く存在しない文章が8条ある。以下に全てを挙げておく。

〔表1〕19：『太平寰宇記』卷三十一關西道耀州雲陽縣所引『魏志』

『魏志』曰：「司馬宣王撫慰關中，罷縣，置撫夷護軍，及趙王倫鎮長安，復罷護軍。後氏羌反，又立護軍，劉、石、苻、姚因之。」<sup>6)</sup>

〔表1〕24：『太平寰宇記』卷六十五河北道滄州南皮縣・醴友臺所引『魏志』

『魏志』云：「文帝爲五官中郎將，與吳質重遊南皮，築此臺醴友，故名焉。」

この文章については、『三国志』卷二十一王粲傳裴注所引『魏略』に

『魏略』曰：與質書曰：「……每念昔日南皮之游，誠不可忘。……」

とあるが、大半は存在しない。

(178)

〔表1〕32:『太平寰宇記』卷一百二十四淮南道和州含山縣・魏武帝祠所引『魏志』

按『魏志』:建安十八年,「曹操侵吳,樓船東泛巢湖,將逼歷陽,至濡須口,登東關以望江山。」

〔表1〕34:『太平寰宇記』卷一百二十五淮南道舒州懷寧縣・吳陂堰所引『魏志』  
(又云~)

又云:「呂蒙鑿石通水,注稻三百餘頃。」

〔表1〕36:『太平寰宇記』卷一百二十五淮南道舒州懷寧縣・吳陂祠所引『魏志』  
(又云~)

又云:「呂蒙鑿石通水,注稻三百餘頃,功利及人。」

〔表1〕38:『太平寰宇記』卷一百二十九淮南道壽州安豐縣・廢小史埭所引『魏志』

『魏志』:「武帝東征孫權,從東漕口至江際各爲柵。」

〔表1〕40:『太平寰宇記』卷一百三十二淮南道信陽軍所引『魏志』

『魏志』:「文帝分南陽立義陽郡,居安昌城,領安昌、平林、平氏、義陽、平春五縣。」

〔表1〕41:『太平寰宇記』卷一百三十二淮南道信陽縣所引『魏志』

『魏志』云:「文帝黃初中分平氏立義陽縣,」(後略)。

加えて通行本『魏志』裴松之注(以下,表も含めて全て「裴注」と略す)に引用された書籍の文章を『魏志』として引用しているものとして以下の1条がある。

〔表1〕12:『太平寰宇記』卷十六河南道泗州臨淮縣・馬給事祠所引『魏志』

按『魏志』云：「名鈞，字德衡。魏明帝時官至給事中，有伎巧之妙，造指南車，轉注百戲。」

これは『三国志』卷二十九杜夔傳裴注所引傅玄序に

傅玄序之曰：「馬先生，天下之名巧也，少而游豫，不自知其爲巧也。……先生爲給事中，與常侍高堂隆、驍騎將軍秦朗爭論於朝，言及指南車，二子謂古無指南車，記言之虛也。先生曰：『古有之，未之思耳，夫何遠之有！』二子哂之曰：『先生名鈞字德衡，鈞者器之模，而衡者所以定物之輕重；輕重無準而莫不模哉！』先生曰：『虛爭空言，不如試之易效也。』於是二子遂以白明帝，詔先生作之，而指南車成。……其後人有上百戲者，能設而不能動也。」

とあるものをまとめたものと思われる。

加えて，次のような文章もある。

〔表1〕25：『太平寰宇記』卷六十五河北道滄州南皮縣・讎友臺所引『魏志』

『魏志』：文帝與元城令吳質書云：「憶昔南皮之遊，誠不可忘。馳聘北場，旅食南館，浮甘瓜于清泉，沈朱李于寒冰。……」

これは『三国志』卷二十一王粲傳附本文の「文帝書與元城令吳質曰」と同傳裴注所引『魏略』の

『魏略』曰：……及河北平定五官將爲世子，質與劉楨等並在坐席。楨坐譴之際，質出爲朝歌長，後遷元城令。其後大軍西征，太子南在孟津小城，與質書曰：「……每念昔日南皮之遊，誠不可忘。既妙思六經，逍遙百氏，彈棋開設，終以博弈，高談娛心，哀箏順耳。馳驚北場，旅食南館，浮甘瓜於清泉，沈朱李於寒水。……」

とある文章をあるいは省略し，あるいは語句を挿入しつつ混ぜて引用したものと思われる。

また、『太平寰宇記』卷三十關西道鳳翔府寶雞縣所引『三国志』の以下の文章にも注意が必要である。

〔表1〕18：『太平寰宇記』卷三十關西道鳳翔府寶雞縣所引『三国志』

『三国志』云：「在魏爲重鎮，太和二年，蜀將諸葛孔明攻圍，郝昭守之，不拔。」

これについては、『三国志』卷三明帝紀本文に

十二月，諸葛亮圍陳倉，曹真遣將軍費曜等拒之。

とあり，その裴注に引用された『魏略』には

『魏略』曰：先是，使將軍郝昭築陳倉城；會亮至，圍昭，不能拔。

とあることからすると，この『三国志』のものとしてされる文章は，『魏志』卷三明帝紀本文と同裴注所引『魏略』の文章が混ざっていると思われる。

## ②：『太平寰宇記』所引『魏略』について

『魏略』については，所謂『魏志』倭人伝との関連もあって先行研究が豊富である<sup>7)</sup>が，ここではこれまで知られている佚文との比較を試みたいと思う。

〔表2〕『太平寰宇記』所引『魏略』について』を見てみると，『魏略』とされる文章が12条あり，そのうち『三国志』裴注所引『魏略』と同様の文章を省略したと思われるものが3条<sup>8)</sup>，『三国志』卷三十裴注所引『魏略』の内容を踏まえてまとめたものが3条<sup>9)</sup>，『三国志』卷一裴注所引『魏書』・『魏武故事』や『太平御覧』卷一五九所引『魏略』と類似している者が1条<sup>10)</sup>，『三国志』裴注（当然本文にも）には存在しない文章が4条<sup>11)</sup>，『三国志』裴注には存在しないが本文には存在する文章が1条ある<sup>12)</sup>。

『三国志』裴注（当然本文にも）には存在しない文章は以下の通りである。

〔表2〕2：『太平寰宇記』卷三河南道河南府洛陽縣・夏門所引『魏略』

『魏略』云：「董卓燒南北二宮。魏武帝更于夏門内立北宮，至明帝又造三

層樓，高十丈」。

この文章については，張鵬一〔輯〕『魏略輯本』<sup>13)</sup>にもない<sup>14)</sup>。他の類書などとの詳細な比較が必要であるが，注意が必要な佚文である。

〔表2〕3：『太平寰宇記』卷七河南道許州許昌縣所引『魏略』

又『魏略』云：「後漢建安元年，魏太祖迎獻帝都于許。」

これについては，同文が『太平御覽』卷一五九にもあり，『魏略輯本』卷一1 b（以下，表も含めて全て，第一葉の表を「1 a」，第一葉の裏を「1 b」などと略称することとする）にも採録されているが，これらでは「于」が「於」となっている。

〔表2〕6：『太平寰宇記』卷二十八關西道同州所引『魏略』

又按『魏略』云「建安初分馮翊爲右內史，高陵東爲左內史」是也。

この文章についても，『魏略輯本』にない。他の類書などとの詳細な比較が必要であるが，注意が必要な佚文である。

〔表2〕9：『太平寰宇記』卷一百七十四・四夷三・東夷三・倭國条所引『魏略』

又按『魏畧』云：「倭人自謂秦伯之後」，未詳其由。

この佚文については，榎本氏前掲論文などでも言及されている。同様の一文が『魏略輯本』卷二十一5 aにもあり，『通典』卷一百八十五邊防一倭条注所引『魏略』や『翰苑』倭条註引『魏略』にもあるが，『魏略輯本』や『通典』では「秦伯」が「太伯」となっている。

その他，注意を要する文章として『太平寰宇記』卷一百八十一・四夷十・

西戎二・疎勒國・莎車故城所引『魏略』が挙げられる。

『魏略』西域傳：「莎車國今并疎勒。」

この佚文では『魏略』西域傳とあるが、『三国志』裴注などを見ると『魏略』にあるのは西戎傳である。おそらくは「西戎傳」が正しいのであろう。

③：『太平寰宇記』所引魏収『魏書』について

〔表3〕「『太平寰宇記』所引魏収『魏書』について」を見てみると、まず魏収『魏書』ではなく『後魏書』として引用されていることが多いことが指摘できる。さらに、『魏志』と同様に、『後魏書』や『魏書』・『魏地形志』などとして引用されている魏収『魏書』において、原文そのまま引用されている文章はほとんどないことが指摘できる<sup>15)</sup>。

『後魏書』や『魏書』として引用されている魏収『魏書』佚文・51条のうち、内容は通行本魏収『魏書』とほぼ同じである（原文とほとんど同じものもある）が文字の異同や文章の省略があり、場合によっては本来その箇所に存在しない語句の挿入や書き換えがなされているものとして39条挙げられる<sup>16)</sup>。

さらに通行本魏収『魏書』に存在しない文章も11条挙げられるが、以下に列挙しておく。

〔表3〕6：『太平寰宇記』卷十五河南道徐州彭城縣・呂布城所引『魏地形志』  
按『魏地形志』：「呂布自下邳與曹操相持築城于此。」

〔表3〕13：『太平寰宇記』卷十九河南道齊州禹城縣・高唐亭城所引『魏地理志』  
按『魏地理志』禹城有高唐亭，在縣南。

〔表3〕19：『太平寰宇記』卷二十八關西道同州所引『後魏書』  
按『後魏書』云：「孝明帝分華山郡置武鄉郡。」

〔表3〕21：『太平寰宇記』卷二十九關西道華州所引『後魏書』

按『後魏書』云：「太平真君元年置華山郡又置武鄉郡。孝昌二年又改爲東雍州，仍領華山郡，以西有雍州，故曰東雍。」

〔表3〕22：『太平寰宇記』卷三十一關西道耀州三原縣・永安故城所引『後魏書』  
又按『後魏書』：「毛遐，洪賓兄也，亦有功于魏。故肅宗詔曰改三原縣爲建忠郡，以旌其兄弟功也。」

〔表3〕23：『太平寰宇記』卷三十三關西道慶州所引『後魏書』  
故『後魏書』云：「大統十一年置爲朔州。」

〔表3〕27：『太平寰宇記』卷四十一河東道汾州孝義縣・六壁府所引『後魏書』  
『後魏書』云：「太平真君五年討胡賊于六壁，即此城也。」

〔表3〕32：『太平寰宇記』卷五十一河東道朔州鄆陽縣・元姬山所引『後魏書』  
『後魏書』云：「道武侍人姓李，善謳謔，死葬此山，魏主思之，樂府爲之曲。」

〔表3〕33：『太平寰宇記』卷五十五河北道相州所引『後魏（書）』

按『後魏（書）』：孝文帝太和十八年，卜遷都，經鄆都，登銅雀臺，御史崔光對曰：「鄆城平原千里，運漕四通，有西門、史起舊跡，可以饒富，在德不在險，請都之。」帝曰：「卿知其一，未知其二。鄆城非長久之地，石虎傾于前，慕容滅于後，國富主奢，暴成速敗。且西有枉人山，東有列入縣，北有柏人，君子不飲盜泉，惡其名也。」遂止。

この文章については、『太平御覽』卷一五六・一六一所引『後魏書』にも存在する。

〔表3〕34：『太平寰宇記』卷五十五河北道相州安陽縣・南臺所引『後魏書』  
『後魏書』云：「東魏遷鄆，高丞相以南臺爲定國寺，作縛浮圖極高，其銘

即温子昇文。」

〔表3〕35：『太平寰宇記』卷五十六河北道衛州汲縣・老子祠所引『後魏書』  
『後魏書』云：「鎮西將軍廉侯事道于汲縣置，立堂宇，鑄石爲老子像而祠  
祀之。」

ここまでの分析を踏まえると、『太平寰宇記』による『魏志』・『魏略』・魏  
収『魏書』の引用について、次のようなことを指摘することができる。

まず、これらの書籍から引用する際に原文のままであることは極めて少  
なく、文字の異同や文章の省略、さらに語句の挿入がなされている場合がま  
まある。

さらに、『魏志』として引用しながらも、裴注の文章が加えられていると  
見られることから、樂史が参照した版本に何かしらの注がついていた場合に  
混入しているという可能性にも注意が必要である。

また、『魏志』・魏収『魏書』として引用しているにも関わらず、通行本の『三  
国志』・魏収『魏書』にないものも多く、もともと存在していた文章が通行  
本では欠落しているという可能性や他の書物の文章が混入している可能性も  
考えなければならぬだろう。

他の書籍の文章の混入の可能性については実際に樂史が原典にあたってま  
とめたのか、それとも何かしらの書籍に引用されたものの孫引きによるかによ  
っても異なってくるであろうが、榎本前掲論文で『太平寰宇記』倭國条に  
おいては『通典』卷一八五・邊防一倭条の記述に大きく依拠していることを  
指摘されていることからすると、『魏志』・『魏略』・魏収『魏書』に限らず、『太  
平寰宇記』に引用された書籍の文章を扱うに当たっても当然注意すべきであ  
ろう。<sup>17)</sup>

## 2：『太平寰宇記』所引王沈『魏書』について

さて、ここまで述べてきたことに留意しながら、『太平寰宇記』所引王沈『魏書』佚文とおもわれるものの分析をしていきたい。

筆者が収拾した王沈『魏書』と思われる文章は13条ある(〔表4〕「『太平寰宇記』所引王沈『魏書』について」参照)。全て列挙して検討していきたい。

### 〔表4〕1：卷一河南道東京上・開封府封丘縣

程徵君墓，在縣南四里。『魏書』：「程仲字孔禮，陳留封丘人，有志行。明帝青龍三年徵不就；景初二年、正始五年徵又不就。晉武帝太始二年卒，封元鄉亭侯。

現時点での『集成』や『三国志』をはじめとする正史(二十五史)、『八家後漢書輯注』、『九家舊晉書輯本』、『後漢紀校注』には程仲は出てこない。また、『三国志』に登場する程氏の人物で、宋代の開封府にあたる陳留などの出身者はいない。これは今まで未知であった魏晉交替期の隱逸の士に関する史料である可能性が高い。

### 〔表4〕2：卷一河南道東京上・開封府陳留縣

陳留縣……『魏書』謂「四戰之地」，是也。

現時点での『集成』にこのような文章は存在しない。ちなみに、陳留を「四戰之地」としている『三国志』の文章としては、『三国志』卷二十四高柔傳の高柔字文惠，陳留圉人也。……柔留鄉里，謂邑中曰：「今者英雄並起，陳留四戰之地也。(後略)。」

が挙げられる<sup>18)</sup>。この文章は王沈『魏書』佚文である可能性とともに『三国志』魏書からの文章である可能性も否定できない。ただ、『三国志』魏書が

王沈『魏書』を典拠の一つとしている以上、見分けることは極めて難しいであろう。現時点では王沈『魏書』佚文であると考えておく。

〔表4〕3：卷三河南道西京一・河南府河南縣

濛汜池：『魏書』云：「明帝于宮西鑿濛汜池，以通御溝，義取日入濛汜以爲名。」

現時点での『集成』にこのような文章は存在しない。『三国志』をはじめとする正史（二十五史）で濛汜池について言及されているのは、魏収『魏書』卷一百一十四積老志の以下の文章である（『八家後漢書輯注』、『九家舊晉書輯本』、『後漢紀校注』にも記録がない）。

魏明帝曾欲壞宮西佛圖。外國沙門乃金盤盛水，置於殿前，以佛舍利投之於水，乃有五色光起，於是帝歎曰：「自非靈異，安得爾乎？」遂徙於道東，爲作周閣百間。佛圖故處，鑿爲濛汜池，種芙蓉於中。

比較すると下線部の箇所が共通する部分と言えなくもない。ただ、全体を見ると散佚していないとされる現行『魏書』積老志と異なっている部分が多く、この佚文が王沈『魏書』の文章である可能性がある。

とはいえ、楊銜之〔著〕范祥雍〔校注〕『洛陽伽藍記校注』（古典文学出版社1958年）卷一所引『元河南志』二魏城闕宮殿古蹟には

明帝於宮西鑿池以通御溝，義取日入濛汜爲名。

とあり、元代には王沈『魏書』の完本が残っていたとは考えにくいことから、魏収『魏書』の佚文である可能性も否定しきれないことに留意しなければならないだろう<sup>19)</sup>。

〔表4〕4：卷九河南道鄭州管城縣

牽渠：『魏書』：「牽招字子經，爲廣武太守。郡中井多鹹苦，人遠取汲，

往返七里。招乃望勢，鑿原開渠，注入城中，人賴之，號曰牽渠。」

現時点での『集成』にこのような文章は存在しない。『三國志』卷二十六牽招傳を見ると、

牽招字子經，……郡所治廣武，井水鹹苦，民皆擔輦遠汲流水，往返七里。

招準望地勢，因山陵之宜，鑿原開渠，注水城内，民賴其益。

とあり、『三國志』本文に「牽渠」という名がないだけで、内容は非常によく似ている。2などの文章と同様に、この文章は王沈『魏書』佚文である可能性とともに『魏志』からの文章である可能性も否定できない。ただ、『魏志』が王沈『魏書』を典拠の一つとしている以上、見分けることは極めて難しいであろう。現時点では王沈『魏書』佚文であると考えておく。

なお、先に引用した『三國志』卷二十六牽招傳で「民」とある箇所がこの佚文では「人」となっているが、これは唐代の避諱（「李世民」と考えられる。以上のようなことからすると、この佚文は『魏書』から唐代の類書などに引用されたものを樂史が『太平寰宇記』に孫引きしたものと思われる。

〔表4〕5：卷十一河南道潁州沈丘縣

沈丘縣……『魏書』云：「王凌欲興兵討司馬宣王，宣王覺，自往襲凌。凌敗，懼面縛叩頭。」

『水經注』卷二十二潁水には

『魏書』郡國志曰：宣王軍次邱頭，王凌面縛水次，故號武邱矣。

とあって、すでに『集成』には部分的に採録していることになる。『三國志』卷二十八王凌傳を見ると、

凌就遷爲司空。司馬宣王既誅曹爽，進凌爲太尉，假節鉞。凌、愚密協計，謂齊王不任天位，楚王彪長而才，欲迎立彪都許昌。……三年春，吳賊塞涂水。凌欲因此發，大嚴諸軍，表求討賊；詔報不聽。凌陰謀滋甚，遣將

軍楊弘以廢立事告兗州刺史黃華，華、弘連名以白太傅司馬宣王。宣王將中軍乘水道討凌，先下赦赦凌罪，又將尚書廣東，使爲書喻凌，大軍掩至百尺逼凌。凌自知勢窮，乃乘船單出迎宣王，遣掾王彧謝罪，送印綬、節鉞。軍到丘頭，凌面縛水次。

とあり，類似している。2・4などの文章と同様に，この文章は王沈『魏書』佚文である可能性とともに『魏志』からの文章である可能性も否定できない。『魏志』が王沈『魏書』を典拠の一つとしている以上，見分けることは極めて難しいが，『水経注』卷二十二の佚文からすると，王沈『魏書』佚文と考えてまず間違いのないであろう。

〔表4〕6：卷十二河南道宋州虞城縣

己吾城……『魏書』：「曹公初起兵于己吾。」

『三國志』卷十二鮑勛傳裴注所引『魏書』に

『魏書』曰：……是歲，太祖始起兵於己吾，信與弟韜以兵應太祖。

とあり，すでに『集成』に採録している文章である。

曹操に対する呼称が「曹公」・「太祖」というように異なっているが，陳寿『三國志』卷一武帝紀で見ると，建安元年九月の曹操の大將軍就任以後に呼称が「太祖」から「公」となっており，建安二十一年五月の魏王就任以後に「王」と呼ばれている。裴注所引王沈『魏書』と対比すると，建安元年九月以降の引用では「公」と称され，建安二十二年十月以後は「王」と称されている。これについては，王沈がこのような書き方をしていて陳寿や裴松之がそれを踏襲したという可能性と，裴松之が陳寿『三國志』の本文に合わせて改称した可能性が考えられるが，判然としない<sup>20)</sup>。

〔表4〕7：卷十二河南道亳州譙縣

譙郡城……『魏書』：「文帝生于譙，上有青雲如車蓋，終日。」

『三国志』卷二文帝紀裴注所引『魏書』に

『魏書』曰：帝生時，有雲氣青色而圓如車蓋當其上，終日，望氣者以爲至貴之證，非人臣之氣。

とあり，すでに『集成』に採録している文章である。語句が微妙に異なるが，先に確認した『太平寰宇記』の性格からすると，同じ文章と判断しても問題ないかと思われる。

〔表4〕8：卷五十四河北道魏州元城縣

元城縣……又『魏書』：「吳質爲元城令，文帝枉節騎。」即謂此邑。

現時点での『集成』にこのような文章は存在しない。『三国志』卷二十一裴注所引『魏略』に

『魏略』曰：質字季重，……楨坐譴之際，質出爲朝歌長，後遷元城令。とあることからすると，この佚文の『魏書』が『魏略』の誤りである可能性は否定しきれないが，そのことを証明する積極的な典拠もないので，この文章も王沈『魏書』の佚文の一つであると考えておく。

〔表4〕9：卷六十五河北道滄州南皮縣

南皮縣……『魏書』云：「文帝爲五官中郎將，射雉于南皮」，皆此地也。

この文章は，文海本では『魏志』となっている。しかし，通行本『三国志』を見ると，卷一武帝紀にある

十六年春正月，天子命公世子丕爲五官中郎將，置官屬，爲丞相副。

という文章以外に共通するものはない。さらに『三国志』卷一武帝紀裴注所

引『魏書』には

『魏書』曰：……嘗于南皮一日射雉獲六十三頭。(後略)

とあることから、この佚文が『魏志』本文に裴注所引王沈『魏書』が混入したのか、王沈『魏書』のものと考えられる<sup>21)</sup>。以上のように考えれば、すでに『集成』には部分的に採録していることになる。

〔表4〕10：卷七十一河北道檀州

檀州……又『魏書』曰：「曹公越北塞，歷白檀，破烏丸於柳城。」

現時点での『集成』にこのような文章は存在しない。『三国志』卷一武帝紀を見ると、

將北征三郡烏丸，諸將皆曰：「袁尚，亡虜耳，夷狄貪而無親，豈能爲尚用？今深入征之，劉備必說劉表以襲許。萬一爲變，事不可悔。」惟郭嘉策表必不能任備，勸公行。夏五用，至無終。秋七月，大水，傍海道不通，田疇請爲鄉導，公從之。引軍出盧龍塞，塞外道絕不通，乃塹山堙谷五百餘里，經白檀，歷平岡，涉鮮卑庭，東指柳城。未至二百里，虜乃知之。尚、熙與蹋頓、遼西單于樓班、右北平單于能臣抵之等將數萬騎逆軍。八月，登白狼山，卒與虜遇，衆甚盛。公車重在後，被甲者少，左右皆懼。公登高，望虜陣不整，乃縱兵擊之，使張遼爲先鋒，虜衆大崩，斬蹋頓及名王已下，胡、漢降者二十餘萬口。遼東單于速僕丸及遼西、北平諸豪，棄其種人，與尚、熙奔遼東，衆尚有數千騎。

とあり、内容が類似している。2・4・5などの文章と同様に、この文章は王沈『魏書』佚文である可能性とともに『魏志』からの文章である可能性も否定できない。ただ、『三国志』魏書が王沈『魏書』を典拠の一つとしている以上、見分けることは極めて難しいであろう。現時点では王沈『魏書』佚文であると考えておく。

〔表4〕11：卷一百二十五淮南道舒州太湖縣

廢青城縣……按『魏書』：「武帝遣將軍曹仁修築。至黃初元年廢。」

現時点での『集成』にこのような文章は存在しない。また、通行本『三国志』・魏收『魏書』を含む正史(二十五史)にもこのような文章は存在しない。現時点では王沈『魏書』佚文であると考えておく。

〔表4〕12：卷一百二十六淮南道廬州

廬州……三國時屬魏爲重鎮。故『魏書』云：建安二十年，「張遼屯合肥。吳主孫權率十萬衆攻圍，遼以八百人破之。至青龍元年，滿寵爲揚州都督諸軍，鎮于此，上表請于合肥城西北三十里立新城，寵表云：「合肥城南臨江湖，北遠壽春，賊攻圍之，得據水爲勢；官兵救之，當先破賊大輩，然後圍乃得解。賊往甚易，兵救之難，今城西三十里有奇險可依，宜立城以固守，此爲引賊平地而倚其歸路。又未至賊而移城，此所謂形而誘之。引賊遠水，擇利而動也。」遂報聽。其年，孫權自出，欲圍此城，以其遠水，積二十日不敢下船。乃上岸耀兵，寵遣步騎六千，伏肥池隱處，卒起擊之，斬首及有赴水死者。明年，孫權自將十萬，至合肥新城，無功引退。」

現時点での『集成』にこのような文章は存在しない。『三国志』卷二十六滿寵伝には

青龍元年，寵上疏曰：「合肥城南臨江湖，北遠壽春，賊攻圍之，得據水爲勢；官兵救之，當先破賊大輩，然後圍乃得解。賊往甚易，而兵往救之甚難，宜移城內之兵，其西三十里，有奇險可依，更立城以固守，此爲引賊平地而倚其歸路，於計爲便。」護軍將軍蔣濟議，以爲：「既示天下以弱，且望賊煙火而壞城，此爲未攻而自拔。一至於此，劫略無限，必以淮北爲守。」帝未許。寵重表曰：「孫子言，兵者，詭道也。故能而示之以弱不能，驕

之以利，示之以懼。此爲形實不必相應也。又曰『善動敵者形之』。今賊未至而移城卻內，此所謂形而誘之也。引賊遠水，擇利而動，舉得於外，則福生於內矣。」尚書趙咨以寵策爲長，詔遂報聽。其年，權自出，欲圍新城，以其遠水，積二十日不敢下船。寵謂諸將曰：「權得吾移城，必於其衆中有自大之言，今大舉來欲要一切之功，雖不敢至，必當上岸耀兵以示有餘。」乃潛遣步騎六千，伏肥城隱處以待之。權果上岸耀兵，寵伏軍卒起擊之，斬首數百，或有赴水死者。明年，權自將號十萬，至合肥新城。

とあり、『三国志』卷十八張遼伝にも

太祖既征孫權還，使遼與樂進、李典等將七千餘人屯合肥。太祖征張魯，教與護軍薛悌，署函邊曰「賊至乃發」。俄而權率十萬衆圍合肥，乃共發教，教曰：「若孫權至者，張、李將軍出戰；樂將軍守護軍，勿得與戰。」諸將皆疑。遼曰：「公遠征在外，比救至，彼破我必矣。是以教指及其未合逆擊之，折其盛勢，以安衆心，然後可守也。成敗之機，在此一戰，諸君何疑？」李典亦與遼同。於是遼夜募敢從之士，得八百人，椎牛饗將士，明日大戰。平旦，遼被甲持戟，先登陷陣，殺數十人，斬二將，大呼自名，衝壘入，至權麾下。權大驚，衆不知所為，走登高冢，以長戟自守。遼叱權下戰，權不敢動，望見遼所將衆少，乃聚圍遼數重。遼左右麾圍，直前急擊，圍開，遼將麾下數十人得出，餘衆號呼曰：「將軍棄我乎！」遼復還突圍，拔出餘衆。權人馬皆披靡，無敢當者。自旦戰至日中，吳人奪氣，還修守備，衆心乃安，諸將咸服。權守合肥十餘日，城不可拔，乃引退。遼率諸軍追擊，幾復獲權。太祖大壯遼，拜征東將軍。

とあり，これら二つの文章を合わせたような内容となっている。2・4・5・10などの文章と同様に，この文章は王沈『魏書』佚文である可能性とともに『魏志』からの文章である可能性も否定できない。ただ，『魏志』が王沈『魏書』を典拠の一つとしている以上，見分けることは極めて難しい。現時点では王沈『魏書』佚文であると考えておく。

〔表4〕13：卷一百八十四・四夷十三・西戎五・烏弋山離國

按『魏書』：其國一名排持也。

現時点での『集成』や通行本『三国志』本文や魏収『魏書』には存在しないが、『後漢書』西域傳には

白皮山西南經烏秣，〔一〕涉懸度，歷鬲賓，六十餘日行至烏弋山離國，地方數千里，時改名排持。

とある。また、『三国志』卷三十裴注所引『魏略』西戎傳を見ると、

『魏略』西戎傳曰：……自是以西，大宛、安息、條支、烏弋。烏弋一名排特，此四國次在西，本國也，無增損。前世謬以爲條支在大秦西，今其實在東。

とあり、先に見た『太平寰宇記』の引用の性格からすれば、この佚文が『魏略』の文章である可能性も否定しきれないが、王沈『魏書』の佚文であることを否定する積極的は典拠もないので、とりあえず王沈『魏書』佚文と考えておく。

おわりに

『太平寰宇記』所引『魏志』・『魏略』・魏収『魏書』について分析した結果、『太平寰宇記』に引用された文章は原文のままであることが極めて少なく、必要な部分だけを引用するために意図的に「加工」されているものや、書籍の注も本文に組み込んでしまっている場合や全く異なる書籍の文章である場合も存在する。ただ、これは樂史によるものか、それとも樂史が参照した類書などの書籍の時点ですでに発生していたことなのかははっきりとしない。以上のことから、『太平寰宇記』所引の文章を扱う際には注意が必要だということ容易に推測できる。

『太平寰宇記』所引王沈『魏書』と思われる文章について、〔表4〕の6・7・9は『三国志』裴注所引『魏書』に同様の文章が存在している（9は『魏志』の文章に混入している可能性がある）。また、2・4・5・10・12は陳寿『三国志』

本文に、5は陳寿『三国志』本文だけでなく、『水経注』卷二十二所引『魏書』郡国志にも類似している部分がある。8・13については、『三国志』裴注所引『魏略』と類似している。現時点では8・13についても王沈『魏書』の佚文と考えることとする。

加えて、1・11は陳寿『三国志』に存在しないだけでなく、これまで収集してきた王沈『魏書』佚文とも異なっており、注意が必要である。また、3について見ると、濛汜池については魏収『魏書』積老志で取り上げられているが、この佚文には魏収『魏書』にはない内容が含まれていることから、王沈『魏書』佚文である可能性がある。さらに、8も『三国志』本文や裴注にない部分もあるので、注意が必要である。

このような『太平寰宇記』所引王沈『魏書』の佚文から新たに推測できる王沈『魏書』の性格としては、まず1の文章から、魏国にとって功績を残したとは言えない隠逸の士を取り上げていたことがわかる。拙稿2でも王沈『魏書』が陳寿『三国志』がカバーしていなかった中央政府との関係の希薄な地方の名士や後漢末の政治的役割が大きくない人物についても記載していたことを指摘したが、この佚文によって筆者の指摘が補強されることになった。

また、同時代史としてある意味で当然であるが、『三国志』本文や『魏略』と内容が似通っている可能性も考えなおさねばならないだろう。

さらに、3の文章がもし本当に王沈『魏書』の佚文であれば、魏収『魏書』卷一百一十四積老志との比較から考えると、王沈『魏書』にも仏教に関する記述があった可能性があるが、これについては現時点では「可能性がある」と述べるにとどめておきたい。

これからも王沈『魏書』に関する佚文を収拾・整理しつつ、その性格などについてさらに詳細に分析していきたい。

- 1) 王沈『魏書』に関する先行研究としては、邦文では拙稿1・拙稿2が、中文では「王慶憲〔著〕「王沈《魏書》与烏桓鲜卑」(『内蒙古大学学报(人文・社会科学版)』)

1990年4期), 王炳慶〔著〕「王沈《魏書》評価—《三国志》裴注引書雜記」(『泉州師範学院学報』1999年5期), 閻愛萍〔著〕「王沈与《魏書》」(『滄桑』2002年3期)が挙げられる。また, 編纂者の一人である傅玄と王沈『魏書』の関係については, 劉治立〔著〕「傅玄及其史学」(『史学史研究』1998年2期), 李曉明〔著〕「傅玄《魏書》蠡考」(『文獻』2007年3期)などが挙げられる。

- 2) 本論文で使用したものは, 王文楚等〔点校〕『太平寰宇記』(中華書局 中国古代地理志叢刊 2007年)(本論文及び表では「標点本」と略称する)をもとにし, さらに『宋代地理書四種 太平寰宇記』(文海出版社 1962年)(本論文及び表では「文海本」と略称する), 『景印文淵閣四庫全書』(台湾商務印書館 1986年)史部二二七・二二八地理類所収『太平寰宇記』(本論文及び表では「四庫本」と略称する)も参照した。
- 3) 本来ならば, すべての引用文について『三国志』や魏収『魏書』, 『魏略』佚文と詳細に比較検討した結果を載せるべきところであろうが, 本論文では紙幅の都合により参照すべきと筆者が判断したもののみを検討していくこととする。
- 4) この定義に当てはまるものとしては, [表1]の1~11, 15~17, 20~22, 26~29, 31, 33, 35, 37, 43を挙げることができる。
- 5) この定義に当てはまるものとしては, [表1]の13, 14, 30, 39, 42, 44が挙げられる。
- 6) この文章の「及趙王倫」以降については, 『魏志』に当てはまらないと思われる。
- 7) まず『魏略』の佚文を集めたものとして張鵬一〔輯〕『魏略輯本』(陝西文献徵収処 閩隴叢書 1924年)が挙げられる。『魏略』を扱った先行研究は数え切れないほどあるが, ここでは『魏略』についての史料批判的研究の代表的なものとして伊藤徳男〔著〕「魏略の制作年代に就いて」(『歴史学研究』4—1 1935年), 江畑武〔著〕「『魏略』の成立年次について—「晋書限断」論と関連して—」(村上四男博士退官記念論文集編集委員会〔編〕『村上四男博士和歌山大学退官記念朝鮮史論文集』開明書院 1981年), 何遠景〔著〕「魚豢『典略』『魏略』研究」(西北大学提出碩士論文 1986年), 江畑武〔著〕「再び『魏略』の成立年次について—何遠景氏の二五五年説について—」(『阪南論集』人文・自然科学編 26—1 1990年), 津田資久〔著〕「『魏略』の基礎的研究」(『史朋』31 1998年)を挙げておく。
- 8) この定義に当てはまるものとしては, [表2]の1, 7, 8が挙げられる。
- 9) この定義に当てはまるものとしては, [表2]の10~12が挙げられる。
- 10) この定義に当てはまるものとしては, [表2]の5が挙げられる。
- 11) この定義に当てはまるものとしては, [表2]の2, 3, 6, 9が挙げられる。
- 12) この定義に当てはまるものとしては, [表2]の4が挙げられる。
- 13) [表2]で挙げた『魏略』佚文の2と6以外は全て『魏略輯本』にも記載されている。
- 14) 津田資久〔著〕「『魏略』の基礎的研究」や同論文の表(一)『魏略』想定篇目を見

でも、『太平寰宇記』所引『魏略』佚文は登場しない。

- 15) 原文そのままの文章としては、〔表3〕の41の一条が挙げられる。
- 16) 〔表3〕の1～5, 7～12, 14～18, 20, 24～26, 28～31, 36～40, 42～51が挙げられる。
- 17) 河野六郎〔研究代表〕『三国志に記された東アジアの言語および民族に関する基礎的研究』(財団法人東洋文庫 平成2・3・4年度科学研究費補助金一般研究(B)研究成果報告書 1992年)や同報告書所収「御覧・魏志対照表」を見ると、『太平御覧』で『魏志』として引用されている文章でも、『魏志』本文に裴注のテキストを加えたものを『魏志』本文として引用しているものや裴注のみの文章を『魏志』として引用しているもの、『魏志』以外の書物の記事を『魏志』として引用している場合があることが指摘されている。
- 18) その他、『三国志』において「四戰之地」という語句が使われている箇所としては『三国志』卷七呂布傳附張邈傳の  
興平元年、太祖復征謙、邈弟超、與太祖將陳宮、從事中郎許汜、王楷共謀叛太祖。宮說邈曰：「今雄傑並起，天下分崩，君以千里之衆當四戰之地，(後略)。」  
があり、さらに卷十荀彧傳では潁川が、卷二十三和洽傳では冀州が「四戰之地」とされている。
- 19) 平岡武夫〔編〕『唐代の長安と洛陽 資料篇』(『唐代研究のしおり』第6 京都大学人文科学研究所 1956年，同朋舎出版 1985年)も参照。
- 20) 拙著『三国志 正史と小説の狭間』(白帝社 2006年初版，2009年第2版) 23～26頁参照。
- 21) 射雉については、『三国志』卷二十五辛毗伝に  
嘗從帝射雉，帝曰：「射雉樂哉！」毗曰：「於陛下甚樂，而於群下甚苦。」帝默然，後遂爲之稀出。  
とある。



〔表1〕『太平寰宇記』所引『三國志』魏書について

番號	卷數	道府縣名	引用書名	該当する紀・傳と標点本『三國志』頁數	標点本頁數	四庫頁數	文海本頁數
1	1	河南道開封府封丘縣	『魏志』	卷一武帝紀・10頁	8	9a	7b
2	7	河南道許州臨潁縣	『魏志』	卷二文帝紀・61~276頁	130	8b~9a	7b
3	8	河南道汝州襄城縣	『魏志』	卷三明帝紀・99頁	152	14a	11b
4	10	河南道陳州項城縣	『魏志』	卷二十八王凌傳・758頁	187~188	8a	6b
5	10	河南道陳州項城縣	『魏志』	卷十五夏侯惇・484頁	189	9a	7b
6	10	河南道陳州商水縣	『魏志』	卷二十八鄧艾傳・775~6頁	190	10a~b	8b
7	11	河南道開州滎上縣	『魏志』	卷二十八諸葛亮傳・765~6頁	210~211	17a~b	14a~b
8	12	河南道宋州宋城縣	『魏志』	卷一武帝紀・2頁	222	6b	5b
9	12	河南道亳州鹿邑縣	『魏志』	卷二文帝紀・58頁	231	17a	14a
10	13	河南道鄭州須城縣	『魏志』	卷十四程昱傳・426頁	250	5a	4a~b
11	13	河南道鄭州東阿縣	『魏志』	卷十四程昱傳・426頁	255	10a	8a
12	16	河南道泗州臨淮縣	『魏志』	?	314	6a~b	5b
13	18	河南道濶州北海縣	『魏志』	卷二十一王粲傳附・599頁	364	18a	15a~b
14	19	河南道齊州長清縣	『魏志』	卷三明帝紀・99頁	393	22a	18b
15	23	河南道沂州沂水縣	『魏志』	卷一武帝紀・11頁	482	9a~b	8a
16	27	關西道雍州武功縣	『魏志』	卷二十五馬超傳・704頁	585	9b~10a	8a
17	29	關西道華州下邽縣	『魏志』	卷十三華歆傳・401頁	616	6b~7a	6a
18	30	關西道鳳翔府寶雞縣	『三國志』	卷三明帝紀及び裴注所引『魏略』94~5頁	640	11a	9a~b
19	31	關西道耀州雲陽縣	『魏志』	?	664	7b	6b~7a
20	53	河北道懷州修武縣	『魏志』	卷二文帝紀・76頁など	1097	9a	8a
21	56	河北道冀州新縣縣	『魏志』	卷十七于禁傳・523頁	1154	6b	5b
22	60	河北道邢州無極縣	『魏志』	卷五文昭皇后傳・161~2頁	1238	11b	9b
23	62	河北道定州蒲陰縣	『魏志』后紀傳	卷五明悼毛皇后傳・168頁	1271	6a	5b
24	65	河北道滄州南皮縣	『魏志』	?	1330	9b	8a
25	65	河北道滄州南皮縣	『魏志』	卷二十一王粲傳及び裴注所引『魏略』602/607~8頁	1330~1	10a	8b
26	69	河北道幽州武清縣	『魏志』	卷十七張郃傳・525頁	1402	11b	9b
27	70	河北道平州盧龍縣	『魏志』	卷十一田疇傳・342頁	1420	13a~b	11b
28	71	河北道營州柳城縣	『魏志』	卷一武帝紀・29頁	1433	9a	8b
29	75	關南道冀州晉原(源)縣	『魏志』	卷八張魯傳・263頁	1528~9	9a~b	8a
30	84	劍南東道劍州陰平縣	『三國志』	卷二十八鄧艾傳/羅會傳・779/789頁	1675	4b	4a
31	84	劍南東道龍州	『魏志』	卷二十八鄧艾傳・779頁	1681	10a~b	8b
32	124	淮南道和州含山縣	『魏志』	卷一武帝紀・37頁(?)	2459	8a~b	7a
33	125	淮南道舒州懷寧縣	『魏志』	卷十五劉瓛傳・463頁	2476	6a	5a
34	125	淮南道舒州懷寧縣	又云	?	2476	6a	5a
35	125	淮南道舒州懷寧縣	『魏志』	卷十五劉瓛傳・463頁	2476	7a	5b
36	125	淮南道舒州懷寧縣	又云	?	2476	7a	5b
37	125	淮南道舒州懷寧縣	『魏志』	卷十八臧覇傳・538頁	2477	7b	6a~b
38	129	淮南道壽州安豐縣	『魏志』	?	2549	10b	8b
39	131	淮南道涇陽軍	『三國志』	卷十八文聘傳・539~40頁(?)	2583	5a~b	4b
40	132	淮南道信陽軍	『魏志』	?	2599	10a	8a
41	132	淮南道信陽軍信陽縣	『魏志』	?	2601	12b~13a	10a
42	134	山南西道文州	『三國志』	卷二十八鄧艾傳・779頁	2630	6b~7a	5b
43	141	山南西道金州	『三國志』	卷一武帝紀・45頁	2727	1b	1a~b
44	146	山南東道商州	『三國志』	卷二十七王昶傳/卷五十八陸遜傳・748~9頁/1347~8頁など	2831	2a	2a

〔表1 参考〕

一	86	關南東道梁州	『三國志』	無	1708	1a~b	1a
二	113	江南西道岳州巴陵縣	『三國志』	武帝紀及び裴注所引『山陽公載記』30~1頁	2300~1	4b~5a	4b~5a
三	120	江南西道鄂州	『魏志』	無	2393	8b	7a
四	132	淮南道信陽軍	『魏志』	卷四十五楊奐傳・1088~9頁	2599	10a	8a
五	133	山南西道興元府	『魏志』	卷三十二先主傳・886~7頁	2609	1b	1b
六	133	山南西道興元府南鄭縣	『三國志』	卷三十五諸葛亮傳/卷三十九馬良傳附馬良傳・922頁/984頁	2613	7a	5b
七	144	山南東道鄧州長壽縣	『三國志』	卷三十二先主傳・881頁	2800	8b~9a	7a
八	146	山南東道商州	『三國志』	卷五十五潘璋傳・1300頁	2834	8a	7a
九	148	山南東道商州	『三國志』	卷四十八孫休傳・1159頁	2877	9b	8b

## 『太平寰宇記』所引王沈『魏書』について (199)

備考
文字の異同や文の省略があるが原文とはほぼ同じ。
文字の異同(誤り)や文の省略があるが原文とはほぼ同じ。標点本139頁参照。
文字の異同や文の省略があるが、原文とはほぼ同じ。
最初の6字は原文の内容をまとめたもの。その他は文字の異同や文の省略があるが原文とはほぼ同じ。
文字の異同や文の挿入・省略があるが内容は原文とはほぼ同じ。
字の異同や文の省略があるが原文とはほぼ同じ。最後の6字は挿入されたものであろう。
「水経注」の「魏書國志」と類似。文字の異同や文の挿入・省略があるが内容は原文とはほぼ同じ。
文字の異同や文の省略があるが原文とはほぼ同じ。
文字の異同や文の省略・書き換えがあるが内容は原文とはほぼ同じ。
文字の異同や文の省略があるが原文とはほぼ同じ。
1)と同じ内容の引用文を省略したもの。
四庫本などは『魏書國志』。標点本323頁参照。「三国志」本文ではなく、同巻二十九杜夔傳裴注所引轉支序にあり。比較すると文字の異同や文の省略があり、まとめたものと思われる。
原文引用ではなく、文字の挿入(「劇」の字は原文にはない)もあるが内容は類似。
原文引用ではないが内容はほぼ同じ。標点本404頁参照。
文字の異同や文の省略・書き換えがあるが内容は原文とはほぼ同じ。
文字の異同や文の省略があるが原文とはほぼ同じ。
文字の異同や文の省略があるが原文とはほぼ同じ。
文字の異同や文の省略があるが原文(特に「魏略」と)とはほぼ同じ。
通行本「三国志」や「晉書」には存在しない。
河南山陽の潘慶城については「三国志」に記述がない。その他は文字の異同や文の省略があるが原文とはほぼ同じ。
文字の異同や文の省略があるが原文とはほぼ同じ。
文字の異同や文の省略があるが原文とはほぼ同じ。
文字の異同や文の省略が多いが内容は原文とはほぼ同じ。
通行本「三国志」本文ではなく、同巻二十一王象傳裴注所引「魏略」(608頁)に一部類似しているが大半は存在しない。
通行本「三国志」本文ではなく、同巻二十一王象傳裴注所引「魏略」(608頁)にある。比較すると文字の異同や文の省略があるが内容はほぼ同じ。
文字の異同や書き換えがあるが原文とはほぼ同じ。
文字の異同や文の省略・書き換え・挿入があるが内容は原文とはほぼ同じ。
文字の異同や文の省略・書き換えがあるが内容は原文とはほぼ同じ。
文字の異同や文の書き換えがあるが原文とはほぼ同じ。
原文引用ではなく、「三国志」鄧玄伝などの内容をまとめたもの。
文字の異同や文の省略があるが内容は原文とはほぼ同じ。
通行本「三国志」本文には類似した内容がほとんどない。
文字の異同や文の省略があるが原文とはほぼ同じ。
通行本「三国志」には存在しない。
文字の異同や文の省略があるが原文や33の文とはほぼ同じ。
通行本「三国志」には存在しない。
文字の異同や文の省略があるが原文とはほぼ同じ。
通行本「三国志」には存在しない。
原文引用ではなく、おそらく文體傳などをまとめたもの。
通行本「三国志」には存在しない。ただ、范三朝帝紀には「分襄陽郡之郡襄陽郡之郡襄陽郡」とある。
通行本「三国志」には存在しない。
原文引用ではなく、「三国志」鄧玄伝などの内容をまとめたもの。30と類似。
文の省略があるが原文とはほぼ同じ。
原文引用ではなく、「三国志」の内容から著者が指摘したものを。
通行本「三国志」にはなく、「後漢書」郡國志・益州巴郡注所引譚周「巴記」や「晉書」地理志梁州にほぼ同じ文がある。
文字の異同や文の省略があるが原文とはほぼ同じ。
通行本「三国志」には存在しない。
文字の異同や文の省略があるが原文とはほぼ同じ。
文字の異同や文の省略があるが内容は原文とはほぼ同じ。
諸葛亮傳と馬援傳の文章をまとめたもの。
原文引用ではないが内容は原文とはほぼ同じ。
標点本では「三國」とある。「景里河」はおそらく「百里河」、これ以外は原文とはほぼ同じ。標点本2852頁参照。
文の省略・書き換えがあるが内容は原文とはほぼ同じ。

(200)

〔表2〕『太平寰宇記』所引魚豢『魏略』について

番號	卷数	道府縣名	引用書名	推定される紀・傳の名	標点本頁数	四庫頁數	文海本頁數
1	3	河南道河南府洛陽縣	『魏略』	明帝紀?	52	15b	13b
2	3	河南道河南府洛陽縣	『魏略』	?	56	20b	17a
3	7	河南道許州許昌縣	『魏略』	武帝紀	131	8a	8a
4	7	河南道許州許昌縣	『魏略』	文帝紀	131~2	8b	9a
5	12	河南道亳州鄆縣	『魏畧』	武帝紀	234	12b~13a	17a
6	28	關西道同州	『魏略』	?	592	1b	1b
7	30	關西道鳳翔府寶雞縣	『魏略』	?	641~2	12a~b	10b~11a
8	59	河北道邢州平鄉縣	『魏畧』	時苗傳?	1219	11a	9b
9	174	四夷・東夷・倭	『魏畧』	倭人傳	3328	4b	4a
10	181	四夷・西戎・疎勒國	『魏略』西域傳	西戎傳	3470~1	12a	12a
11	182	四夷・西戎・罽賓國	『魏略』	西戎傳	3488	17a	13a
12	185	四夷・西戎・短人國	『魏略』	西戎傳	3549	19a	15a

備考
『三国志』卷三裴注『魏略』を省略して引用しており、内容は同じ。
『三国志』裴松之注にはない。
『三国志』裴松之注にはない。『太平御覽』卷一五九に『魏略』として引用あり。
『三国志』裴松之注にはない。『三国志』卷五本文にはほぼ同じ文章あり。
『太平御覽』卷一五九所引『魏略』、『三国志』卷一裴注所引『魏書』・『魏武故事』と類似。
『三国志』裴松之注にはない。
『三国志』卷三裴注『魏略』と比較すると、文字の異同はあるが、内容は同じ。
『三国志』卷三裴注『魏略』を省略して引用。標点本では後の「晉末」以降も含むが、おそらく誤り。
『三国志』裴注にはない。同内容の文は『通典』卷一百八十五邊防一倭の注に引用された『魏略』や『晋書』卷九十七倭人傳にある。
『三国志』卷三十裴注『魏略』と比較すると原文引用ではないが、内容は同じ。
『三国志』卷三十裴注『魏略』と比較すると原文引用ではなく、文字の異同があるが、内容は同じ。
『三国志』卷三十裴注『魏略』と比較すると原文引用ではないが、文意は正しい。

〔表3〕『太平寰宇記』所引魏收『魏書』について

巻数	道府縣名	引用書名	『魏書』巻数・名称・中華書局標点本『魏書』頁数	標点本頁数	四庫頁数	文海本頁数	
1	7	河南道許州陽武縣	『後魏書』地形志	卷一〇六中・地形志中・鄭州-2528頁	133	11b	9b
2	8	河南道汝州	『後魏地形志』	卷一〇六中・地形志中・北衛州-2567頁	142	1b	1b
3	12	河南道宋州宋城縣	『後魏地形志』	卷一〇六中・地形志中・合州-2572頁	221	5a	4b
4	12	河南道宋州寧陵縣	『後魏地形志』	卷一〇六中・地形志中・南兗州-2543頁	228	13a	10b~11a
5	15	河南道徐州彭城縣	『魏地形志』	卷一〇六中・地形志中・徐州-2538頁	299	7a	6a
6	15	河南道徐州彭城縣	『魏地形志』	?	299	7b	6b
7	15	河南道徐州彭城縣	『魏地形志』	卷一〇六中・地形志中・徐州-2538頁	300	8a	7a
8	15	河南道徐州滕縣	『後魏書』	卷一〇六中・地形志中・徐州-2538頁	302	10b	9a
9	16	河南道泗州盱眙縣	『後魏地形志』	卷一〇六中・地形志中・淮州-2584頁	319	13a	10b
10	17	河南道宿州符離縣	『魏地形志』	卷一〇六中・地形志中・西兗州-2540~1頁	328	4a	3b
11	17	河南道宿州虹縣	『魏地形志』	卷一〇六中・地形志中・東徐州-2555頁	329	5b	4b
12	17	河南道宿州蕭縣	『後魏地形志』	卷一〇六中・地形志中・濶州-2565頁	332	5b	6b
13	19	河南道齊州禹城縣	『魏地形志』	?	388	17a	14a
14	21	河南道兗州曲阜縣	『魏地形志』	卷一〇六中・地形志中・兗州-2520頁	438	10a	8b
15	22	河南道海州懷仁縣	『後魏地形志』	卷一〇六中・地形志中・南青州-2550頁	466	13b~14a	11b
16	22	河南道海州懷仁縣	『後魏志』	卷一〇六中・地形志中・海州-2558頁	467	14a	12a
17	22	河南道海州沐陽縣	『後魏地形志』	卷一〇六中・地形志中・海州-2558頁	468	16a	13b
18	23	河南道沂州沂水縣	『魏地形志』	卷一〇六中・地形志中・南青州-2549頁	481	8a	7a
19	28	關西道同州	『後魏書』	?	592	1b	1a
20	28	關西道同州白水縣	『魏書』	卷一百六下・地形志下・華州-2626頁	598	9a	7b
21	29	關西道華州	『後魏書』	?	612	1b~2a	1b
22	31	關西道羅州三原縣	『後魏書』	?	663~4	7a	6a~b
23	33	關西道慶州	『後魏書』	?	706	7b	6b
24	34	關西道寧州	『後魏書』地形志	卷一百六下・地形志下・肅州-2627頁	725	8b	8a~b
25	40	河東道并州臨曲縣	『後魏書』地形志	卷一百六上・地形志上・肆州-2474頁	842	9a	8a
26	40	河東道并州蔚太原縣	『後魏書』	卷一序紀8頁?	848	9a	13a
27	41	河東道汾州孝義縣	『後魏書』	?	868	5a	4b
28	42	河東道忻州	『後魏書』	卷一百六上・地形志上・恒州-2497頁	888	5b	5a
29	43	河東道晉州神山縣	『魏書』	卷一百六上・地形志上・晉州-2477頁	903	10a	8b
30	44	河東道遼州遼山縣	『後魏書』	卷一百六上・地形志上・并州-2468頁	924	12b	10b
31	44	河東道遼州遼社縣	『魏地形志』	卷一百六上・地形志上・并州-2468頁	927	14b	12b
32	51	河東道朔州都蘭縣	『後魏書』	?	1068	10a	8b
33	55	河北道相州	『後魏(書)』	?	1134	2a	1b
34	55	河北道相州安陽縣	『後魏書』	?	1136	6a	5a
35	56	河北道衛州汲縣	『後魏書』	?	1153	5a	4b
36	59	河北道邢州沙河縣	『後魏書』地形志	卷一百六上・地形志上・司州-2459頁	1216	8a	7a
37	59	河北道邢州南和縣	『後魏地形志』	卷一百六上・地形志上・司州-2459頁	1217	9a	7b
38	81	關南道松州	『後魏書』鄧至傳	卷一百一補・鄧至傳-2245頁々?	1630	2b	2a~b
39	155	關南道宿州	『後魏書』	卷一百一補・宕昌羌傳-2242頁	2987	9a	10b~11a
40	181	四夷・西域・摩勒國	『後魏書』西域傳	卷一百二補・西域傳・渠沙國-2264頁	3471	12a	15b
41	181	四夷・西域・迷密國	『後魏書』西域傳	卷一百二補・西域傳・迷密國-2269頁	3471	12a~b	15b
42	184	四夷・西域・大月氏國	『後魏書』	卷一百二補・西域傳・大月氏國-2275頁	3522	8a~b	11a
43	184	四夷・西域・小月氏國	『後魏書』	卷一百二補・西域傳・小月氏國-2277頁	3523	9a	12a
44	185	四夷・西域・波斯國	『後魏書』西域傳	卷一百二補・西域傳・波斯國-2270頁	3551	17a	21a
45	186	四夷・西域・粟弋國	『魏書』西域傳	卷一百二補・西域傳・粟弋國-2270頁	3565	4a	4b
46	186	四夷・西域・吐火羅國	『後魏書』西域傳	卷一百二補・西域傳・吐火羅國-2277頁	3571~2	10a	12b
47	188	四夷・西域・吐谷渾	『魏書』西域傳	卷一百二補・西域傳・且末國-2262頁	3611	8b	10b~11a
48	194	四夷・北狄・宇文莫槐	『魏書』	卷一〇三補・宇文莫槐傳-2304頁	3712	2a	2a
49	199	四夷・北狄・室韋	『後魏書』	卷一百一失韋傳-2211頁	3813	4a	5b
50	199	四夷・北狄・室韋	『魏書』	卷一百一失韋傳-2211頁	3815	6b	7b
51	200	四夷・北狄・突厥失國	『魏書』北夷傳	卷一〇三高車傳	3839	3a	3a

『太平寰宇記』所引王沈『魏書』について(203)

備考
原文引用ではなく、さらに文を省略。
原文引用ではないが、文意としては正しい。
原文引用ではないが、文意は正しい。
原文引用ではなく、文字の異同もあるが、文意は正しい。
原文引用ではなく、さらに文を省略。
現行『魏書』地形志にはない。標点本307頁に指摘あり。
原文引用ではなく、文字の異同もあるが、文意は正しい。
原文引用ではなく、さらに文を省略。
原文引用ではないが、文意は正しい。
原文引用ではなく、文を省略しており、文字の異同もある。標点本342頁参照。
原文引用ではなく、文を省略しており、文字の異同もある。標点本343頁参照。
原文引用ではなく、文を省略しており、文字の異同が多い。標点本344頁参照。
四庫本では『魏書』地形志とある。現行『魏書』地形志には該当する文章がない。
原文引用ではなく、さらに文を省略。
原文引用ではないが、文意は正しい。
原文引用ではなく、文字の異同もあるが、文意は正しい。
原文引用ではなく、文字の異同もあるが、文意は正しい。
原文引用ではなく、文字の異同もあるが、文意は正しい。
現行魏収『魏書』に該当する文が存在しない。
原文引用ではないが、文意は正しい。
現行魏収『魏書』に該当する文が存在しない。
現行魏収『魏書』に該当する文が存在しない。
現行魏収『魏書』に該当する文が存在しない。
省略や文字の異同があるが、ほぼ原文通り。
原文引用ではないが、文意は正しい。
原文引用ではなく、文字の異同もあるが、文意は正しい。
現行魏収『魏書』に該当する文が存在しない。
原文引用ではなく、文字の異同もあるが、文意は正しい。
宋本・四庫本では『後魏書』。原文引用ではなく、文字の異同もあるが、文意は正しい。
原文引用ではなく、「武曜」が原文では「郷」となっている。
原文引用ではなく、「武曜」が原文では「郷」となっているが、文意は正しい。
現行魏収『魏書』に該当する文が存在しない。
海内本・標点本では前注で、「書」字がない。現行魏収『魏書』に該当する文が存在しないが、『太平御覧』卷一五六・卷一六一所引『後魏書』にある。
現行魏収『魏書』に該当する文が存在しない。
現行魏収『魏書』に該当する文が存在しない。
原文引用ではないが、文意は共通していると思われる。
原文引用ではないが、文意は共通していると思われる。
省略・加筆や文字の異同が激しい。標点本1641~2頁参照。
文字の異同や省略があるが、ほぼ原文通り。
文字の異同があるが、ほぼ原文通り。
原文通り。
文字の異同があるが、ほぼ原文通り。
「北狄」が『魏書』原文では「匈奴」とあるが、後はほぼ原文通り。
省略や文字の異同があるが、ほぼ原文通り。
省略がある以外は、原文とほぼ同じ。
省略がある以外は、原文とほぼ同じ。
省略がある以外は、原文とほぼ同じ。
省略がある以外は、原文とほぼ同じ。
原文引用ではなく、文字の異同もあるが、文意は正しい。
49と同文。
文字の異同や文の省略があるが、ほぼ原文通り。

〔表3 參考〕

一	44	河東道遼州遼山縣	〔後魏風土記〕	無	924	12a	10a
二	45	河東道潞州長子縣	〔後魏風土記〕	無	940	7a	6a
三	46	河東道蒲州龍門縣	〔魏土地志〕(〔魏風土記〕)	無	961~2	16a	13b
四	46	河東道蒲州龍門縣	〔魏土地志〕(〔魏風土記〕)	無	962	16b	14a
五	70	河北道平州盧龍縣	〔後魏輿地風土記〕	無	1418	11b	10a
六	71	河北道揚州懷戎縣	〔後魏輿地風土記〕	無	1429	3b	3b~4a
七	71	河北道營州柳城縣	〔魏氏風土記〕	無	1434	9b	9a
八	71	河北道營州柳城縣	〔後魏輿地風土記〕	無	1434	9b	9a
九	71	河北道營州柳城縣	〔後魏輿地圖記〕	無	1434	10a	9b
一〇	81	魏南西道靜州靜居縣	〔後魏書〕帝紀	無	?	18a	15a~b
一一	81	魏南西道靜州靜居縣	又鄭至傳云~	無	?	18a	15b
一二	86	魏南東道開州	〔地形志〕	?	1712	6a	5a
一三	193	四夷·北狄·拓拔氏	〔後魏史〕	魏收〔魏書〕卷一序紀·1頁	3694	4a	5a~b



一 10	河南道陳州項城縣	「水経注」	百尺堰について。四庫版では「水経」とある。	189	9b	7b ↓ 8a
〔表4参考〕						
13	184	四夷 西戎 烏弋 山離國	〔三國志〕卷三十裴注所引「魏略」参照。	3518	6b	4b
12	126	淮南道廬州		2489 ↓ 2490	1b	1a ↓ b
11	125	淮南道舒州太湖縣		2483	14a	11b
10	71	河北道檀州		1435	10b	9b ↓ 10a
9	65	河北道滄州南皮縣	文帝紀	1330	9a	7b ↓ 8a
8	54	河北道魏州元城縣	吳質傳	1108	6a	5b
7	12	河南道亳州譙縣	文帝紀	231	17a	14b
6	12	河南道宋州寧陵縣	鮑信傳	228	13a	10b
5	11	河南道潁州沈邱縣	王凌傳？	210	16b	13b
4	9	河南道鄭州管城縣	牽招傳	167	11a	9b
3	3	河南道河南府河南縣	明帝紀？魏收「魏書」積老志？	49	12a	10b
2	1	河南道開封府陳留縣	高柔傳？張邈傳？	10	11a	9a
1	1	河南道開封府封丘縣	程仲傳	9 ↓ 10	10b	8b ↓ 9a
番號	卷數	道府縣名	推定される紀傳などの人物名	備考	標点本頁數	四庫頁數 文海本頁數

〔表4〕「太平寰宇記」所引王沈「魏書」について